

和光市公告式条例改正（案）

和光市公告式条例

和光市公告式条例（昭和 25 年条例第 61 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 16 条の規定に基づき、公告式に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例の公布）

第 2 条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入して、その末尾に市長が署名（地方自治法第 16 条第 4 項の総務省令で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。

2 条例の公布は、市のホームページに掲載すること（公布する事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。以下同じ。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置を採ることをいう。）により行うものとする。ただし、自動公衆送信に係る障害、災害その他特別の事由があるときは、市役所前の掲示場に掲示することにより行うことができるものとする。

（規則の公布及び規程の公表）

第 3 条 規則を公布しようとするとき、又は市長の定める規程を公表しようとするときは、公布又は公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 前条第 2 項の規定は、前項の規定による規則の公布又は規程の公表について準用する。この場合において、同項ただし書の規定を準用して公布又は公表を行うときは、市長印を押さなければならない。

（その他の規則の公布及び規程の公表）

第 4 条 前条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則の公布又は規程の公表（公布又は公表について別に定めのあるものを除く。）について準用する。この場合において、同条第 1 項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と、「市長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と、同条第 2 項中「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。

（施行期日の特例）

第 5 条 前 2 条に規定する規則又は規程は、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

和光市公告式条例改正（案）

この条例は、令和 9 年 6 月 1 日から施行する。